

公共施設の使用料設定にあたっての基本方針

平成28年8月

稲 沢 市

公共施設の使用料設定にあたっての基本方針

公共施設の使用料設定にあたっては、平成24年10月に稲沢市補助金等検討委員会から提出された最終提言書の中で方向性が示されているように、「受益者負担の原則」、「算定方法の明確化」、「減免措置の見直し」の3点を基本方針として整理します。

(1) 受益者負担の原則

使用料は、公共施設などの利用者に、その利用の対価として負担していただいているものです。利用者から見れば、当然安価であればあるほど喜ばしいものですが、その場合、公共施設の維持管理や運営に要する経費の不足分は税金で賄うことになり、市民全体で負担するということになります。施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を考えたとき、利用者に応分の負担をしていただくことが必要であると考えます。そこで、「受益者負担の原則」を基本方針の第一の柱とします。

(2) 算定方法の明確化

使用料算定のルールを共通的なものとして、明らかにすることは、納税者が税負担の適正性をチェックすることと、利用者自身が負担する使用料の根拠を知る上でも重要なことです。そこで、市民にわかりやすい使用料算定ルールとして、統一的な方法で把握した原価（施設の利用にかかる費用）を、施設の性質別負担率に応じて利用者と税で分かち合うという方式を基本ルールとします。

(3) 減免措置の見直し

これまでの減免措置の多くは、政策的な特別措置であり、受益者負担の原則に則しておらず、長年の運用の結果、利用者層が固定化する傾向もあり、利用者と非利用者との間に不公平感が生まれる原因にもなっています。

そこで、今回、原点に立ち戻り、これまでの減免措置があくまでも特例であることを再確認し、施設毎に基準を見直すことを基本とします。

1. 施設使用料算定の基本ルール

- ・受益者負担の原則から、利用者に応分の負担を求めるためには、使用料の積算根拠を明らかにし、わかりやすく説明できるようにする必要があります。
- ・そのため、次のとおり「施設使用料算定の基本ルール」を定めます。利用者が負担すべき「原価」を統一的な方式で算出した上で、施設を性質ごとに分類し、「施設の性質別負担率」を乗じることで得た金額を施設使用料の目安とします。

$$\text{施設使用料の目安} = \text{原価} \times \text{施設の性質別負担率}$$

- ・同一の施設について、複数の使用料区分がある場合は（「非営利目的の使用」と「営利目的の使用」による利用区分等）、基本となる区分について使用料を算定した上で、当該施設における現行の使用料の倍率を踏まえ使用料を算定します。
- ・子ども料金は、子育て支援の観点から、従来の使用料のまま据え置きます。
- ・今回の使用料改定に合わせて、使用の実態にそぐわない又は使用実績が少ない使用料区分等については、全面改定又は廃止等を含め、使用料区分の改定について検討します。
- ・各施設における附属設備等の使用料については、施設使用料（施設本体の使用料）とは切り離し、消費税率の改正等を鑑み精査します。

2. 原価について

$$\dots \text{施設使用料の目安} = \text{原価} \times \text{施設の性質別負担率}$$

- ・使用料の算定対象とする経費には、施設の経常的な管理運営等に直接要する「人に係る費用」と「物に係る費用」を位置づけることとします。
- ・施設の整備に係る経費は、市の財産の形成に充てられるもので対象外とします。本来、公共施設は市民全体の財産で、設置目的に合致する限り誰でも利用できる施設であり、公費（税）で負担する経費として整理します。
- ・減価償却費については、施設の老朽化による改築などを見据え、こうした経費を税負担と利用者負担とのあり方の中で含める考え方もあると思われませんが、今後の新地方公会計の整備に併せて把握されるものであるため、今回の改定では算定経費から除外します。
- ・施設独自の各事業開催等に要する経費は、事業運営経費であり、ここでは除外します。

◆施設に係る経費の仕分け

区 分		項 目		説 明	算定経費	
施設 に 係 る 経 費	施設 整備 費	資本的経費		用地取得費	施設の敷地の購入費用	
				施設建設費	建設の建設費用	
				公債利子	資本的経費の起債に係る償還利子分	
	施設 運 営 管 理 費	人に係る費用		人件費	施設運営に係る職員等の人件費	○
		物に係る費用	物件費	賃金	臨時職員に対する賃金	○
				維持管理費	維持管理に要する需用費、役務費等	○
				委託費	施設の維持管理・運営に要する委託料等	○
		維持補修費	修繕費、維持補修費等の費用	○		
		減価償却費	施設の取得費用を耐用年数割で配分した費用			
事業に係 る経費	事業運営費	事業運営費	イベント・催しの開催費用などの自主事業運営 経費			

(1) 屋内施設（会議室等）の場合の原価計算

会議室の利用のように、屋内においてある一定の部屋（区画）を貸し切りで利用する場合については、1㎡・1時間あたりの原価を計算した上で、貸出面積・貸出時間に応じた原価を計算します。

$$\text{施設の年間維持管理費} \div \text{施設面積} \div \text{年間使用可能時間} = 1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間あたりの原価}$$

(2) 屋外体育施設（球技場等）の場合の原価計算

複数の屋外体育施設（球技場等）を一括で管理している場合、面積あたりの原価では各施設の適正な原価が計算されないため、1施設1時間あたりの原価を計算した上で貸出時間に応じた原価を計算します。

$$\text{施設の年間維持管理費} \div \text{施設数} \div \text{年間使用可能時間} = 1 \text{ 施設} \cdot 1 \text{ 時間あたりの原価}$$

(3) 個人利用施設の場合の原価計算

温水プールなどのように、ある一定の部屋（区画）を不特定多数の個人が同時に利用するような施設については、利用者1人あたりの原価を計算します。

$$\text{施設の年間維持管理費} \div \text{施設利用者目標数} = 1 \text{ 人あたりの原価}$$

(4) 複合施設等の場合の原価計算

(1)から(3)の施設を複合的に管理している施設については、それぞれの施設の管理体制を踏まえ、個別に基準を設定し原価を計算します。

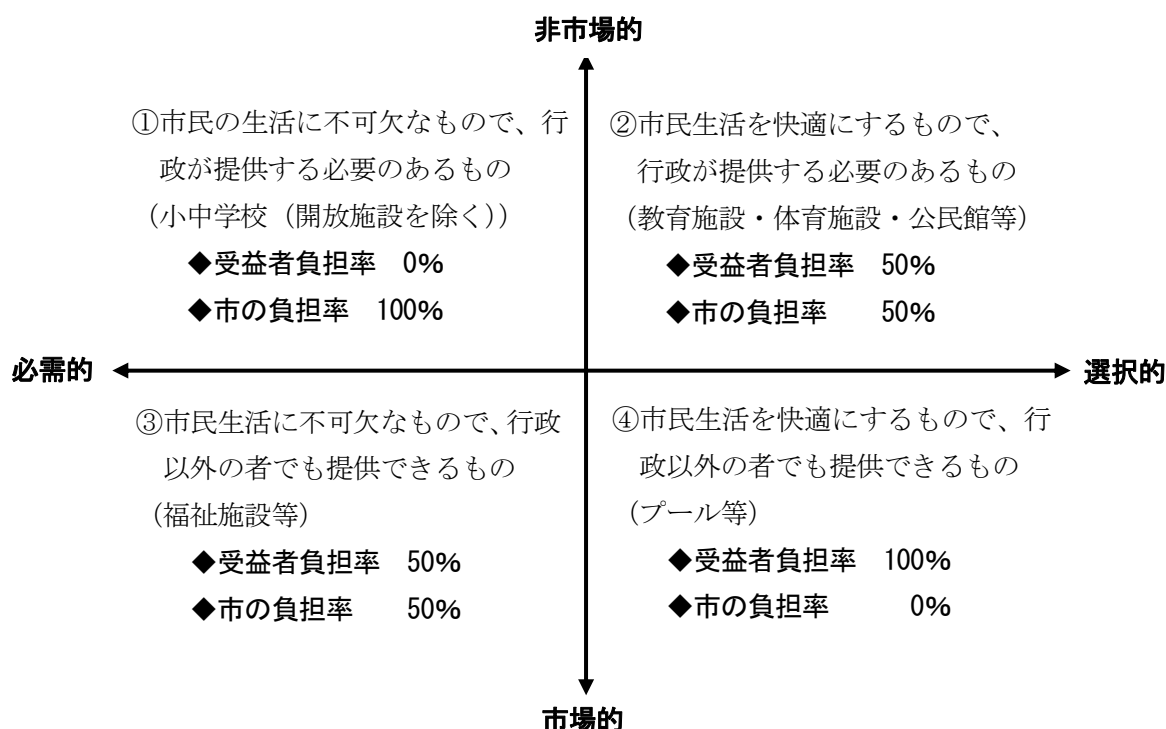
なお、学校開放施設については、当該施設の開放に係る経費のみを学校全体から切り離すことが困難であるため、原価の計算は行わず、類似施設の使用料改定率を踏まえて使用料を算定します。

3. 施設の性質別負担率について

… **施設使用料の目安 = 原価 × 施設の性質別負担率**

- 施設使用料を設定するにあたっては、施設ごとのサービスの性質に着目し施設を分類し、公益と受益者の負担割合を検討することが必要です。
- そこで、図1のように「必需的」と「選択的」を横軸に、「市場的」と「非市場的」を縦軸にとり、各施設が提供するサービスを分類し、市と受益者それぞれの負担率を設定します。

【図1 施設区分と受益者負担率】



4. 激変緩和措置について

算定した使用料が現行の使用料を大幅に上回る場合は、使用料の急激な変化を抑えるため、改正の上限を従来料金の1.2倍までとします。

また、現状、過去3年間の使用料収入が利用者負担分を上回る施設はないことから、算定した使用料が現状の使用料を下回る場合は現状維持とします。

5. 定期的な見直しサイクルの設定について

社会情勢等の変化に対応した適正な受益者負担とするため、原則として4年ごとに見直しを行うものとします。

6. 指定管理者制度導入施設について

指定管理者制度を導入している施設は、指定期間の途中であっても原則として使用料の改定を行うものとします。なお、条例で定める利用料金の限度額の変更に伴う、利用料金収入の増（減）収分及び指定管理料の算定については、指定管理者と協議の上、定めるものとします。

7. 減免措置の見直しについて

公共施設を利用する団体活動の支援や施設の利用促進といった政策的な視点から特例的に減額・免除の規定が設けられています。しかし、この減免制度は、結果として施設を利用しない人の税金がそこに使われることとなり、負担の公平性を損なう恐れがあります。

したがって、使用料の減額・免除については、真にやむを得ないものに限定し、今後も適用していきます。具体的には、施設の設置目的や性質等を考慮した上で、施設ごとに減免対象を制限列举方式により限定し、適正に運用するものとします。

8. 対象外とする施設について

対象施設は、地方自治法第 225 条に基づき、使用料を徴収する公の施設とします。ただし、法令等でその料金が定められている施設など、次の施設については対象外とします。

区 分（対象外とする施設）		施 設 例
1	法令等で使用料が無料と定められている施設	小学校、中学校、図書館
2	法令等で使用料の算定方法等が定められている施設	市営住宅、保育所
3	公営企業法が適用される事業に係る施設	市民病院、上下水道に係る施設

また、らくらくプラザのバーディプールについては、使用料改正後間もないことから、今回の算定対象外とします。